

パブリックコメント実施結果報告書

平成26年11月10日

担当課	長寿社会課
担当者	井上
連絡先	0857-26-7176

意見公募のテーマ： 「お泊まりデイサービス」ガイドライン（案）に対する意見募集

①手段別意見応募件数（意見件数を記入してください。応募者数は（ ）書きしてください。）

郵便	ファックス	電子メール	県民課・総合事務所等へ	その他の方法	計
()	267 (70)	474 (434)	()	7 (3)	748 (507)

②応募意見の政策案等への反映状況

対応状況	件数	主な意見
反映した (一部のみ反映したものを含む)	56	<ul style="list-style-type: none"> ・連続宿泊日数は30日までの基準を外すか緩和をして欲しい。 ・総利用日数は要介護認定有効期間等日数の概ね半数を超えないこと、の基準を外すか、緩和して欲しい。
既に盛り込み済み	513	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの策定に賛成 ・部屋基準の原則、個室、面積は7.43㎡以上確保に賛成 ・消防法、旅館業法、建築基準法の遵守を盛り込むことに賛成。 ・2階以上の階に宿泊することは原則不可、に賛成 ・職員配置の基準については賛成 ・看護職員の配置の明記について賛成 ・連続宿泊日数を30日までとすることについて賛成 ・総宿泊日数を認定期間の半以下にすることについて賛成
今後の検討課題		
対応できない	164	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの策定に反対。(※ただし、反対する要因の大多数であった連続宿泊30日制限等については、反映させている。→上記「反映した」欄を参照) ・宿泊定員がデイサービス利用定員の40%以内という基準に反対。 ・施行日が早すぎる、国の動向を待つべき。 ・職員配置基準が厳しすぎる。 ・職員配置基準が緩すぎる。 ・部屋基準の原則、個室、面積は7.43㎡以上確保は難しい ・部屋基準の原則、個室、面積は7.43㎡では狭すぎる。 ・2階以上の階に宿泊することは原則不可を緩和してほしい。
その他	15	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法の遵守は難しい
計	748	

③意見募集結果概要書を、1部添付してください。

他の公表方法として該当するものに○を付けてください。

とりネット (実施担当課)	報道機関への 資料提供	県議会への報告	県民課等での 縦覧等	広報誌等への 掲載	その他
○	○	○	○		